

議案第 80 号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び泉南市と協議することにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約のうち、庶務の担当を令和 7 年度より阪南市から泉南市に変更することについて阪南市及び泉南市と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約
(案)

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成 11 年岬町告示第 68 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 1 項中「阪南市長」を「泉南市長」に改め、同条第 2 項中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 6 条第 2 項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 7 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 8 条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 9 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 10 条第 1 項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に改め、同条第 2 項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第 4 項中「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成 28 年岬町告示第 2 号）」を「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（令和 7 年岬町告示第 号）」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 泉南市文書規程（令和 6 年泉南市訓令第 4 号）

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

○阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成 1 1 年岬町告示第 6 8 号）

新	旧
第 1 条～第 4 条（略） （委員の任命方法） 第 5 条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>泉南市</u>長が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>泉南市</u>長は、速やかに、その旨を<u>阪南市</u>長及び<u>岬町</u>長に通知し、前項の例により任命するものとする。 （負担金） 第 6 条（略） 2 <u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>泉南市</u>に交付しなければならない。 3 （略） （予算） 第 7 条 認定審査会に関する<u>泉南市</u>の予算は、特別会計とする。 （決算報告） 第 8 条 <u>泉南市</u>長は、認定審査会に関する決算を<u>泉南市</u>議会の認定に付したときは、当該決算を<u>阪南市</u>長及び<u>岬町</u>長に報告しなければならない。 （事務に関する条例、規則その他の規程） 第 9 条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>泉南市</u>の例による。 （委員に関する条例、規則その他の規程） 第 1 0 条 <u>泉南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>阪南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。 2 前項の規定によりは<u>泉南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃	第 1 条～第 4 条（略） （委員の任命方法） 第 5 条 委員は、関係市町の長が協議により定める者について、<u>阪南市</u>長が任命する。 2 委員に欠員を生じたときは、<u>阪南市</u>長は、速やかに、その旨を<u>泉南市</u>長及び<u>岬町</u>長に通知し、前項の例により任命するものとする。 （負担金） 第 6 条（略） 2 <u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>は、前項の規定による負担金を<u>阪南市</u>に交付しなければならない。 3 （略） （予算） 第 7 条 認定審査会に関する<u>阪南市</u>の予算は、特別会計とする。 （決算報告） 第 8 条 <u>阪南市</u>長は、認定審査会に関する決算を<u>阪南市</u>議会の認定に付したときは、当該決算を<u>泉南市</u>長及び<u>岬町</u>長に報告しなければならない。 （事務に関する条例、規則その他の規程） 第 9 条 認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、<u>阪南市</u>の例による。 （委員に関する条例、規則その他の規程） 第 1 0 条 <u>阪南市</u>は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ<u>泉南市</u>及び<u>岬町</u>と協議しなければならない。 2 前項の規定によりは<u>阪南市</u>が条例、規則その他の規程を制定又は改廃

したときは、<u>阪南市長及び岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。 (庶務) 第11条 認定審査会の庶務は、<u>泉南市</u>において行う。 (規則への委任) 第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に關し必要な事項は、<u>泉南市</u>の規則で定める。 第13条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 <u>阪南市長及び岬町長</u>は、<u>阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(令和7年岬町告示第 号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>泉南市民書規程(令和6年泉南市訓令第4号)</u> (8) (略) 以下 (略)	したときは、<u>泉南市長及び岬町長</u>は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。 (庶務) 第11条 認定審査会の庶務は、<u>阪南市</u>において行う。 (規則への委任) 第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、認定審査会の運営に關し必要な事項は、<u>阪南市</u>の規則で定める。 第13条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 <u>阪南市長及び岬町長</u>は、<u>阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(平成28年岬町告示第2号)</u>の施行の際現に効力を有する泉南市の次に掲げる条例等を公表しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>泉南市民書規程(昭和31年泉南市訓令第2号)</u> (8) (略) 以下 (略)
---	---